

令和5年 第2回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和5年2月15日(水)

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月15日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津役場本庁3階 正庁
- 3 出席した委員

農業委員 7名

3番	平野 恒二	4番	馬場 崇裕	5番	湯田 重行
6番	湯田 義三	7番	星 洋一	10番	湯田 孝義
11番	室井 文一				

農地利用最適化推進委員 2名

田島第3	星 仁	田島第9	渡部 典弘		
------	-----	------	-------	--	--

- 4 欠席した委員

農業委員 4名

1番	星 隆一	2番	芳賀 美紀	8番	酒井 圭
9番	渡部 一男				

農地利用最適化推進委員 1名

田島第10	渡部 和幸				
-------	-------	--	--	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地振興管理係長	芳賀 隆徳	職員	玉川百合子
------	-------	----------	-------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第6 議案第3号 農地利用配分計画(案)に対する意見について
- 日程第7 議案第4号 地籍調査に伴う地目変更について

7 会議の概要

事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、2番、芳賀美紀
委員、9番、渡部一男委員であります。本日の出席委員は7名です
ので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半
数に達しております。また、会議規則第10条の規定により、農地
利用最適化推進委員に出席を求めたところ、2名の方に出席を
していただいております。

議 長

次に、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります
が、会議規則第20条第2項の規定により、4番、馬場崇裕委員、
3番、平野恒二委員を指名いたします。両名には、本会における
議事録への署名をお願いいたします。

議 長

続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議
題といたします。事務局から報告をお願いします。

事務局

(事務局長 報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等
がありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事件番号1について、地区担
当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の
説明をお願いいたします。

田島9

(渡部典弘) 議案書の3ページをご覧ください。●●●●さんと○○○
○さんは、双方の土地を交換ということで、●●●●さんの宅地の隣に
○○○○さんの土地、そのちょっと離れたところに○○○○さんの土地
が2枚あって、その間に●●●●さんの土地があるということで、●●
●●さんは宅地のそばにあった方が良いでしょう。○○○○さんは2枚の間の●
●●●さんの土地と交換すれば3枚続きになるということで、どちらも
都合が良いということで、双方で無償交換ということになります。この
件につきまして、2月9日に現地調査をしました。申請理由でございます
が、譲渡人、譲受人ともに無償による自作地交換の所有権移転になり
ます。交換する土地は***字***番、地目は田、現況も田、面積は
□□□□㎡で農用地区域外の農地になります。次に、農地法第3条の許
可の各要件の状況ですが、まず1点目、下限面積要件の状況ですが、申
請地は、農用地区域外の農地ですので下限面積は0.01a、1㎡となりま

す。譲受人の現在の経営面積は、自作地、□□□□㎡であり、3,000㎡を超えていますので申請地の取得に問題ありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、年間農作業従事可能日数は本人が150日の見込みであり、問題ありません。3点目、地域との調和要件でございますが、譲受人は、既に同地区内で耕作されております。また、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積農地の分断など、他の農地利用に影響を与えるなどはありません。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、トラクター、耕運機、田植え機など大農機械等を保有しておりますので、当該申請農地を含めて全てを効率的に耕作管理することに問題はありません。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定をいたしました。

議長 次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島9 (渡部典弘) 3ページの2番をご覧ください。先ほど述べたのと逆の件であります。こちら2月9日に現地調査いたしました。申請理由ですが、譲渡人、譲受人ともに無償による自作地相互交換の所有権移転になります。交換する土地等は、***字***番***、地目が田、現況も田、面積は□□□□㎡で、農用地区域外の農地になります。次に、農地法第3条の許可の各要件の状況ですが、まず1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、農用地区域外の農地ですので下限面積は0.01aとなります。譲受人の現在の経営面積は、自作地、□□□□㎡であり、3,000㎡を超えていますので申請地の取得に問題ありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りましたところ、年間農作業従事可能日数は、本人が150日の見込みであり問題ありません。3点目、地域との調和要件でござい

ますが、譲受人は、既に認定農業者として同地区内で耕作させています。また、同地区内には集落営農などの組織や他農業者の集積農地の分断など、他の農地利用に影響を与えることはありません。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、耕運機、田植え機など大農機具等を保有していますので、当該申請農地を含めて全てを効率的に耕作管理することに問題はないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定をいたしました。

議 長 次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第10区、渡部和幸推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号3について、和幸さんの調査結果についてご説明させていただきます。譲渡人、●●●●さん、自営業、***字***番地、譲受人が、○○○○さん、会社員兼農業、***字***になります。許可を受けようとする土地の表示は、***字***番***、地目が田、面積が□□□□㎡、所有権の移転になります。渡部調査員が2月4日に●●●●さん宅で、2月5日に○○○○さん宅を訪問していただきまして、申請の内容等を調査していただきました。申請理由ですが、譲渡人、譲受人双方、すでに亡くなられているお父様の間で申請地、全部原野になるんですが、***字***番***、***番***、***番***、***番の土地4筆を交換する契約をされていたということで、今回その交換の契約を履行するというので、3条の許可申請が上がってまいりました。次に、農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、1点目、下限面積要件につきましては、申請地は農振農用地の区域になりますので、下限面積は30a、3,000㎡となっております。譲受人の現在の経営面積は、自作地が□□□□㎡ありまして、3,000㎡を超えておりますので申請地の取得には問題ないかと思われます。2点目、

必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りして頂きましたところ、年間農作業従事可能日数は本人が150日、奥様が90日の見込みであり、こちらも問題ないと思います。3点目、地域との調和要件でございますが、譲受人につきましては、既に同地区内で耕作されており、同地区内での集落営農などの組織や他農業者の集積、農地の分断など、他の農地利用に影響を与えることはないかと思われまます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、トラクター、田植え機、コンバインなど大農機具等を所有されておまして、当該申請農地を含め全ての農地に対して効率的に耕作管理することに問題はないと思われまます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。

以上、審議をお願いしたいと思ひます。以上です。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願ひます。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

6 番

(湯田義三) 説明の中で、お互いの親が交換する約束を交わしていたということなんです、形になるものは残っているのですか。

事務局

(係長) 今回提出していただいた3条許可の申請書には、そういった証拠になるような書類等は付いておらず、申請書の補足資料にその旨記載されていたところでございます。以上です。

議 長

義三さんいいですか。

6 番

(湯田義三) はい。

議 長

他に質問ありませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3について原案のとおり決定をいたしました。

議 長

次に、事件番号4を議題といたします。地区担当調査員の田島第3区、星仁推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 3 (星仁) 2月12日に双方から話を聞くことができました。場所ですが、〇〇〇〇さん宅の近くで、元々●●●●さんの家があった場所だったんですが、〇〇〇〇さんの土地になっていて、今回、田もここだけが残ったので、一緒に買ってほしいということです。●●●●さんは、そこはもうはもう何もしてなくて、〇〇〇〇さんが管理していた感じなので、今回はそれを△△△△円で売買して、全部管理していただきたいということでした。1点目の下限面積要件ですが、申請地は、農用地区域外の農地ですので下限面積は0.01aとなります。譲受人の現在の経営面積は、自作地□□□□㎡あり、3,000㎡超えますので、申請地の取得には問題ありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしたところ、本人が100日、母が100日の見込みになっており問題ありません。3点目、地域との調和要件でございますが、譲受人につきましては、既に同地区内で耕作されており、また、同地区内には、集落営農などの組織や他農業者の集積農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えることはありません。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、トラクターを所有しておりますので、効率的に耕作管理することに問題はないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上の調査の結果、許可が相当だと判断されますので審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定をいたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (玉川) 事務局の玉川です。私のほうから 議案第2号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書6ページ、利用権設定内訳2月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。今回は、令和4年10月総会での南会津農業振興地域整備計画変更で、中間管理機構による関連農地整備事業での***地区の集積計画一

括方式等も含まれておりますので、かなりの量でございます。まず、議案書に基づき読み上げます。再設定ですが、田が16筆、□□□□㎡、畑が61筆、□□□□㎡となっております。新規についてですが、田が1,104筆、□□□□㎡、畑が534筆、□□□□㎡となっております。今回、振興地域整備計画に伴い農地以外の地目も編入されますので、その地目も申し上げます。新規で、雑種地、35筆、□□□□㎡、山林、13筆、□□□□㎡、原野、36筆、□□□□㎡です。再設定と新規合わせまして、田が1,130筆、□□□□㎡、畑が595筆、□□□□㎡、その他地目が84筆の□□□□㎡となりまして、合計が1,799筆、□□□□㎡となります。続きまして、議案書の7ページから96ページまでの番号1797番までは、利用権設定の一覧でございます。まず、1番から143番までは基盤法に伴う利用権設定でございます。使用貸借権でございますが、番号44番から61番までは親子間賃借に伴う使用貸借でございます。また、14ページの番号144番から96ページの番号1787番につきましては所有者から機構への貸し付け分でございます。また、残りの番号1788番から1797番につきましては、追加で急遽依頼された基盤法に基づく利用権設定でございます。次に、97ページから179ページまでは農地中間管理事業による集積計画一括方式による利用権設定でございます。参考ですが、地目の農地以外の使用目的ですが、編入する附帯地となっております。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

6番

(湯田義三) 案件も重要なんですが、この手元資料、だいたい190近くあるのかな。90枚。これを皆さん読んで目を通すのは、普通なんですが意味があるかっていう。これ、みんな持ってるんですか。

事務局

(事務局長) これは本日の総会資料ですので、出席されている方のみです。

6番

(湯田義三) 推進委員にも行ってる？

事務局

(事務局長) はい、行っています。

6番

(湯田義三) あまりにも膨大な資料なんで、そこを省略できないのかな。単刀直入に言うと。

事務局

(事務局長) 利用権設定の総括表だけで良いのであれば、委員さんの方でそういう話し合いで、それで良いというのであれば、対応はできるかと思いますが。

- 事務局 (係長) 今回特別な事情がありまして、中間管理事業を使ったほ場整備絡みで、ほ場整備に含まれている農地とその他の農地については、全て中間管理権を設定しなければならないという決まりで、今回ほ場整備に含まれている農地全部を載せていただいたということです。今後、ほ場整備でもやらない限り、千何筆という利用権設定は、出てこないと思います。また、国の農業強化基盤促進法が改正になりまして、土地の所有者から中間管理機構、公社に農地の貸し付けが行われ、さらに、公社から耕作者に貸し付けるような、一つの土地に対して二つの契約が表示されているようなことになっているんですが、今後、促進計画ということで法律が変わりまして、計画が一つになります。1枚の用紙に所有者が誰々さん、間に中間管理機構が含まれて、耕作者が誰ってというような感じで、様式が非常に簡素化された形で今後皆様に提供されるので、こういった大量の資料が添付されるのは、今回が最後になると思われます。4月1日法施行になるので、それ以降の中間管理機構を通した農地の貸し借りについては、A3、1枚とかで、所有者、機構、借受人という形で表示されてくると思うので、資料もすっきりしてくるのかと思われます。
- 6 番 (湯田義三) 私はそう感じたので、今の話で。
- 10 番 (湯田孝義) 義三さんと逆なんだけども、多いからといたって、今回家の方で基盤整備やったのもある。所有者が亡くなって相続されない家がいっぱいあって、おざなりにされちゃってる部分もいっぱいある。3条の許可は出ているが登記をかけない。未登記になってそのまま亡くなられて、本来だと基盤整備を入れられないと言っているうちに、その所有者のところに皆行ってしまっって、ちょっと納得いかないのが出てくる。確かにこの表の数が多いというのもわからなくもないが、今までこれをやってきた。チェック項目もわからなくなっちゃうわけだ。ちょっとという気はする。そんな簡単なことを言うけど。
- 6 番 (湯田義三) 今回、ちょっと多かっただけという俺の率直な意見として。
- 10 番 (湯田孝義) これ、10年計画の絡みじゃないでしょう。
- 事務局 (玉川) これでほぼ全部のようです。あとちょっと残りがあるくらいらしいので。ただ、これだけの量はしばらくはないようです。
- 議 長 これからは、全て中間管理機構を通して借り受けるって感じになるんで。私が思うに、20年っていう期間がちょっと、10年刻みでやった方が良い気がします。20年、ほとんどの人で代が変わったりするので、あまりやらない方がいい気がします。決まりなので、この場はそういうことでよろしくお願いします。局長良いですか。
- 事務局 (事務局長) はい。

議 長 　では、本案を原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 　異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定をいたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 　続きまして、日程第6「議案第3号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 　（玉川）事務局の玉川です。私のほうから、議案第3号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明させていただきます。議案書の181ページをご覧ください。今回、配分計画案ということですが、この表にあります番号1番から4番まで、計13筆につきましては、既に県の認可、報告がされた配分計画であります。今回、借受人が変更になったということで、農業委員会の意見が求められた件でございます。右から2列目の賃借の期間であります。当初の計画では機構の事業なので10年で設定しておりますが、今回途中で借受人が変更でございますので賃借期間は残りの残期間となります。以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

議 長 　質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

議 長 　質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 　異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 　続きまして、日程第7「議案第4号 地籍調査に伴う地目変更について」を議題とします。本案については、地籍調査による地目変更に対する意見について、南会津町長により照会があったので意見を決定するも

のであります。ここで議案内容の説明者として、町農林課、室井庄一郎国土調査係長に出席をいただいております。よろしく願いいたします。それでは事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局

(係長) 私のほうから議案第4号、地籍調査に伴う地目変更についての概要を説明させていただきたいと思っております。資料につきましては、議案書の182ページから203ページになっております。町では現在、国土調査法に基づきまして地籍調査を実施しております、***の第3地区が完成したことに伴いまして、町の農林課国土調査係から農業委員会への照会がありましたので、今回提案をさせていただいております。国土調査法に基づく地目変更の調査につきましては、原則的に土地の形状、主たる目的を設定することとされており、地目の設定につきましては、地籍調査に権限が与えられている状況になっております。しかし、登記簿上の地目が、農地から農地以外へ、あるいは、農地以外から農地への土地の形状の変更がされるときは、国の方針として地目変更は、農業委員会への確認を得ることになっておりますので、今回照会いうことで議案を提出させていただいております。照会のあった農地は、全部で150筆ほどありまして、登記面積は、□□□□㎡、約□□□□haになってございます。そのうち、田から農地以外の地目に変わるものが、11筆、□□□□㎡。畑から農地以外の地目に変わるものが、107筆、□□□□㎡あり、合計で118筆ほどございます。地籍調査後の土地の地目につきましては、山林が38筆、原野が37筆、雑種地が9筆、宅地が18筆となっております。農地内での地目変更もあり、田から畑に変わるのが2筆、合筆後の面積が801㎡。宅地から分筆後農地に編入されるのも1筆、□□□□㎡になっております。畑を分筆後、畑として残るものも1筆、□□□□㎡となっております。田と畑のうち4筆が地籍調査前の面積、□□□□㎡ございますが、現地確認不能となっており、1筆は現状が町道になっているのと、3筆は現地が不明となっており、法令によりますと、現地確認不用と定められているものになっているようです。以上、事務局から概略の説明をさせていただきました。

議 長

はい、ありがとうございました。次に、町農林課国土調査係長から議案の説明をお願いいたします。

農林課

(室井係長) 今回、***第3区といいまして、昨年度に引き続き国土調査を実施いたしました。図面を見ていただきたいと思うのですが、ちよっとくすんでいるようなところが地籍調査の場所です。

(図面を提示 説明)

(委員、国土調査係長 場所の確認、説明)

議 長

説明が終わりました。皆さん意見ございませんか。

7 番 (星洋一) 国土調査、***ということで、今後の***方面、***方面は、だいたいいつ頃か。

農林課 (室井係長) はっきり言えないところですが、順次、今年度に***の最終地区をやります。6～7年度で***になるか。基本的には、***方面に行きます。そこからどちらに行くかです。***か***か。***方面は、早くて18年度位で。ただ、***も土地改良をやっていないので。もうちょっと早くなるかもしれないです。ただし、***、いわゆる***の市街地は、ほとんど最後になると思います。50年先とか。

7 番 (星洋一) はい、わかりました。

農林課 (室井係長) それより先に、区画整理が終わるかどうかもあるんですが。

議 長 他に質問ございませんか。

3 番 (平野恒二) 資料の関係で質問したいんですが、198 ページ、資料の16 ページです。***とあるんですが、これは宅地になったということですよ。後ろの方に***を合筆してあるんです。3つめの***、畑が宅地が変わったと***に合筆してなってますが、その他の資料も相対的な地番、宅地が変われば地番も記載いただきたいです。下のページをご覧ください。下から5枚目もそうです。***、***、***、***いずれも畑が宅地になったということですが、備考欄に***に合筆とあるんですが、この表には***は無いです。無いということは、元々宅地だと思うんです。その辺の資料として記載が妥当だと思うんですが、いかがですか。

農林課 (室井係長) 合筆先。これは、旧地番で地目変更を行ったところを報告するものであって、元地がどこかという報告は、昨年と同じこと話したと思うんですが、元地については載せていません。

3 番 (平野恒二) 資料としては、農地が宅地になりましたよ。わかるんです。1筆ごとに記載されてるので、宅地になった分は。これを見ると2筆になったと書いてあるんですが、できればその合筆先の土地がどのようなになったか、載せるのが妥当かと思うんです。いかがですか。

(休 議)

農林課 (室井係長) 農地を所有していない地権者もあり、個人情報観点から資料として全部を載せることはできない。今後、資料は従来どおりとし、議案説明時に成果品を準備し、閲覧する方法で対応したい。

議 長 それでは会議を再開します。他に質問ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 農林課国土調査係長に退出していただきます。説明ありがとうございました。

(農林課国土調査係長 退出)

議 長 総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局のから説明をお願いします。

事務局 (事務局長 説明)

議 長 はい、説明が終わりました。何か質問ございませんか。

議 長 それではその他に入ります。皆さんから質問等がありましたら挙手願います。ありませんか。

議 長 質問が無いようですので、代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理 だいぶこの基盤法件数が多くてご苦労様でした。
長時間にわたり、ありがとうございました。
第2回農業委員会総会を閉じます。

閉会 午後 2時43分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

3 番

4 番
